

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に加入するように両親や兄に勧められたので、昭和 44 年 8 月から 10 月頃に町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、母が集金人に納付してくれ、申立期間②については転居後半年ほどして、私が区役所で国民年金の住所変更手続を行い、納付書により 1 回で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の住所欄には、申立人が当該期間当時に居住していた住所及び昭和 50 年 5 月 10 日変更の旨が記載されていることから住所変更は適切に行われていたと考えられるほか、当該期間は 6 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者の資格取得日から、昭和 46 年 10 月頃に払い出されたと推認でき、申立人の主張と相違するほか、申立人は、国民年金の加入手続をしたとする時期から当該手帳記号番号払出時点まで転居することなく同一市に居住しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号払出時点は、第 1 回特例納付制度実施期間であることから、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することが可能であるが、申立人は遡って納付をしたことはないと述べている上、申立人が申立期間①当時に居住していた町の被保険者名簿の過年度納付状況欄には、昭和 44 年度は 11 か月、45 年度は 12 か月が未納と記載されている。

そのほか、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 4 月 30 日は 54 万 7,000 円、19 年 4 月 30 日は 53 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 30 日
② 平成 19 年 4 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与一覧表の記録から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記決算賞与一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 4 月 30 日は 54 万

7,000円、19年4月30日は53万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 4 月 30 日は 27 万 5,000 円、19 年 4 月 30 日は 28 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 30 日
② 平成 19 年 4 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与一覧表の記録から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記決算賞与一覧表において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 4 月 30 日は 27 万

5,000円、19年4月30日は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 4 月 30 日は 32 万円、19 年 4 月 30 日は 33 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 30 日
② 平成 19 年 4 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与一覧表の記録から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記決算賞与一覧表において確認できる賞与額から、平成 18 年 4 月 30 日は 32 万円、19 年 4 月 30 日は 33 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 4 月 30 日は 19 万円、19 年 4 月 30 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 30 日
② 平成 19 年 4 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、各申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与一覧表の記録から、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記決算賞与一覧表において確認できる賞与額から、平成 18 年 4 月 30 日は 19 万円、19 年 4 月 30 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された決算賞与一覧表の記録から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記決算賞与一覧表において確認できる賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞

与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成18年12月20日の標準賞与額に係る記録を9万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日
年金事務所からのお知らせにより、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かったため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年12月20日支給分に係る賞与明細書（一覧表）及び給与振込先金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」により、申立人は、申立期間に、同社から12万円の賞与が支払われ、社会保険料として1万672円が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、上記賞与明細書（一覧表）で社会保険料控除額が申立人と同額である従業員から提出された賞与明細書によると、厚生年金保険料として6,654円が控除されていることから、申立人についても同額が賞与から厚生年金保険料として控除されたと認められる。

一方、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記従業員提出の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年8月31日及び16年8月26日の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月31日
② 平成16年8月26日

A社に勤務している期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。賞与の支払及び厚生年金保険料控除があったことが確認できる給料支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同社の事業主の供述から判断すると、申立人は、平成15年8月31日及び16年8月26日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から50万円、申立期間②の標準賞与額については、当該明細書及び上記所得税源泉徴収簿で確認できる賞与額及び保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 31 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与台帳及び同社が平成 23 年 1 月 19 日に年金事務所へ提出した厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与額の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日は20万円、16年7月16日は15万円、18年7月19日は25万円、同年12月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年7月19日
⑥ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑤及び⑥について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」、複数の従業員から提出された賞与明細書及びB市から提出された「所得状況等について(回答)」から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(申立期間①は20万円、申立期間②は15万円、申立期間⑤は25万円、申立期間⑥は35万円)に基づく厚生年金

保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人の「所得状況等について（回答）」における平成17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できることから、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月31日から9年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は平成8年12月いっぱいまで退職しており、同年12月分の給与支給明細書においても厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書並びに当時の事務担当者及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、平成8年12月31日までA社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社（平成12年2月にB社に名称変更）は既に解散しており、事業主も死亡しているため確認できないが、事業主が資格喪失日を平成9年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを8年12月31日と誤って記録することは考え難いこと

から、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年3月1日まで

A社又はB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社及びB社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び従業員の証言並びにA社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社からB社（C県）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社の回答及びB社（C県）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年3月1日であり、同社において同日に被保険者資格を取得している従業員が複数いることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成19年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の退職証明書及び同社から提出された給料支払明細書(控)により、申立人は、平成19年9月30日まで同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書(控)において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を平成19年9月30日と届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成17年11月から18年2月までは26万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月7日から18年9月6日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、報酬額より低い記録になっているが、給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額から、平成17年11月から18年2月までは26万円、同年3月は24万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を146万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している申立期間に係る賞与明細書及びA社が保有している役員賞与支給内訳表により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与支給内訳表により確認できる保険料控除額から、146万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月1日は44万円、16年7月5日は43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②も賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の顧問税理士事務所から提出された「平成15年分所得税源泉徴収簿」、「平成16年度支給月別一覧表」及び「平成16年個別元帳チェックリスト」により、申立人は、申立期間①及び②において、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②の賞与支払年月日については、上記「平成15年分所得税源泉徴収簿」及び「平成16年個別元帳チェックリスト」から、申立期間①については平成15年12月1日、申立期間②については16年7月5日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び

支給月別一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 1 日は 44 万円、16 年 7 月 5 日は 43 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡している上、当時の社会保険事務担当者は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社から関連会社のB社に出向での異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事カードの記録、同社の回答及び申立人と同時期に同社からB社に出向したとする二人の従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与振込額が確認できる普通預金通帳の写しを提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した普通預金通帳の写しから、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払があったことが認められる。

また、上記預金通帳に記載されている賞与振込額、複数の元従業員が保有する当該期間に係る賞与明細書及び申立人が申立期間当時に居住していた市から提出された回答書に記載されている平成 20 年度分（平成 19 年所得分）課税元金額情報の社会保険料控除額から判断すると、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金通帳、複数の元従業員が保有する賞与明細書及び上記回答書に記載されている社会保険料控除額から判断すると、28 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月4日

日本年金機構からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る「賞与総支給額及び保険料控除額」から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された「賞与総支給額及び保険料控除額」の賞与支給額から、標準賞与額の上限額である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は85万円、同年12月12日は81万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成15年12月12日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」、申立期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」及び同氏の供述等により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、85万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26冬季賞与支給控除一覧」から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は81万2,000円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、上記「2003年冬季賞与明細書」の差引支給額は、申立人から提出された破産

管財人発行の配当通知書の配当金額及び破産債権届出書の労働債権額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、81万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料を保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月31日から同年11月1日まで
② 昭和61年3月15日から同年7月1日まで

A社及びグループ会社であるB社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。A社からB社への異動時に空白期間は1日も無いはずであるので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②も給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立期間①当時にA社からB社に異動した複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間①において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、上記従業員等の回答から判断すると、昭和54年11月1日とすることが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答を得ることができないものの、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記

録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人が前職における上司で自身と一緒にC社に入社したと記憶している同僚は、申立期間②に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同社は、申立人の実際の入社日は不明であるが、同社が保管している社内記録の写しには、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 61 年 7 月 1 日である旨記録されており、同日を資格取得日と届け出た旨回答している。

また、申立人が氏名を記憶している同僚 3 人を含むC社の被保険者 18 人に照会したところ、8 人（同僚一人を含む。）から回答があり、そのうち二人が申立人を記憶していたが、いずれの者も申立人の入社年月日は記憶していない。

さらに、D厚生年金基金から提出された申立人に係る「加入員記録原簿（資格記録）」及びE健康保険組合から提出されたC社に係る「被保険者名簿」によると、申立人の同社における資格取得日は、いずれも昭和 61 年 7 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社における資格取得日は昭和 61 年 7 月 1 日と記録され、オンライン記録と一致している上、雇用保険の受給記録によると、申立人は同社の前勤務先を同年 1 月 31 日に離職後、同年 2 月 27 日から同年 5 月 28 日までの期間、求職者給付の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る在職証明書及び従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社C事業所に勤務していたことが認められる。

また、複数の従業員は、昭和38年3月16日にA社C事業所が新設され、それに伴い社員の所属部署が変更になったとしているが、申立期間においても勤務地や業務内容に変更は無かった旨供述している。

一方、A社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いを確認できる資料は無いものの、同社C事業所が昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは異動前の事業所（A社B事業所）で加入させるべきだったが、辞令に基づいて資格喪失の手続を行ったため、空白期間となってしまったと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年4月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 18 万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が実際の賞与額に見合う標準賞与額と相違している。A会B本部は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務するA会C本部から提出された給料支払明細書（控）及び預り金元帳並びに同会B本部から提出された人件費元帳及び給与台帳により、申立人は、申立期間に同会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書（控）において確認できる保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を誤って社会保険事務所（当時）に対して提出したこ

と、及び当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から15年10月までの期間及び16年4月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から15年10月まで
② 平成16年4月から17年2月まで

私が20歳となった平成14年*月に国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、私の母は、当時、学生だった私に代わって、毎月自宅に来ていた金融機関の職員に納付書を使って保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時、金融機関で定期積立を行っており、その集金に来る職員に申立人の保険料を毎月納付していたと述べているが、申立期間①直後の平成15年11月から16年1月までの保険料は、申立人が厚生年金保険の被保険者となった17年4月より後の同年12月14日に過年度納付されたことがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

申立期間②については、当該期間直後の平成17年3月の保険料は、18年4月10日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であるものの、毎月納付していたとする母親の主張とは相違している。

また、平成14年4月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等から電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から平成3年3月まで
私の父は、私が学生だった20歳から平成3年3月までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が学生だった20歳から平成3年3月までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、加入時期、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶は明確でないほか、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年10月から48年2月まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額がその前の標準報酬月額と比べて低い額になっている。給与明細書等は保管していないが、当時の状況から減額することは考えられないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が昭和44年5月1日に加入したD厚生年金基金から提出された申立人の同年5月から48年7月までの期間に係る異動記録情報照会リストによれば、当該期間の標準給与の記録は、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によれば、申立人と同様に、申立期間①に係る昭和45年10月又は申立期間②に係る47年10月の定時決定において、その直前の標準報酬月額より一等級低く改定されている者が複数確認でき、これらの者に申立期間①及び②に係る給与明細書の有無について照会したが、所持している者は確認できなかった。

さらに、B社は、申立人の人事記録及び賃金台帳は保管していない旨回答しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
② 平成 9 年 9 月 30 日から 10 年 6 月 26 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②も各社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主の回答から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間①に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の事業主は、「同社に係る資料は現存しておらず、申立人の申立期間①に係る資格取得の届出及び厚生年金保険料控除等、申立期間①当時の申立人の厚生年金保険の取扱いについては記憶していないが、手続きが遅れたため昭和 56 年 10 月 1 日の資格取得となったのかもしれない。」と回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において昭和 56 年 10 月 1 日に資格取得と記録されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、平成 9 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなってお

り、申立期間②は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主に照会したが回答が得られず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 18 日から 56 年 7 月まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 54 年 4 月 10 日、離職日は同年 7 月 17 日と記録されており、オンライン記録と符合している。

また、A社は、申立期間当時の資料を保有しておらず、申立期間当時の者が在籍していないため、申立人の勤務実態及び社会保険の取扱いについて不明である旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる5人のうち、連絡が可能な4人に照会したところ、回答のあった3人のうち当時の事業主を含む2人は、同時期に申立人を含む2人が同社に入社したが、いずれの者も勤務期間は短かった旨供述している上、申立人と同時期に厚生年金保険を資格取得している残る1人は、自身の勤務期間は、厚生年金保険の加入期間と一致していると思う旨供述しており、同氏の雇用保険の加入記録は、オンライン記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。